

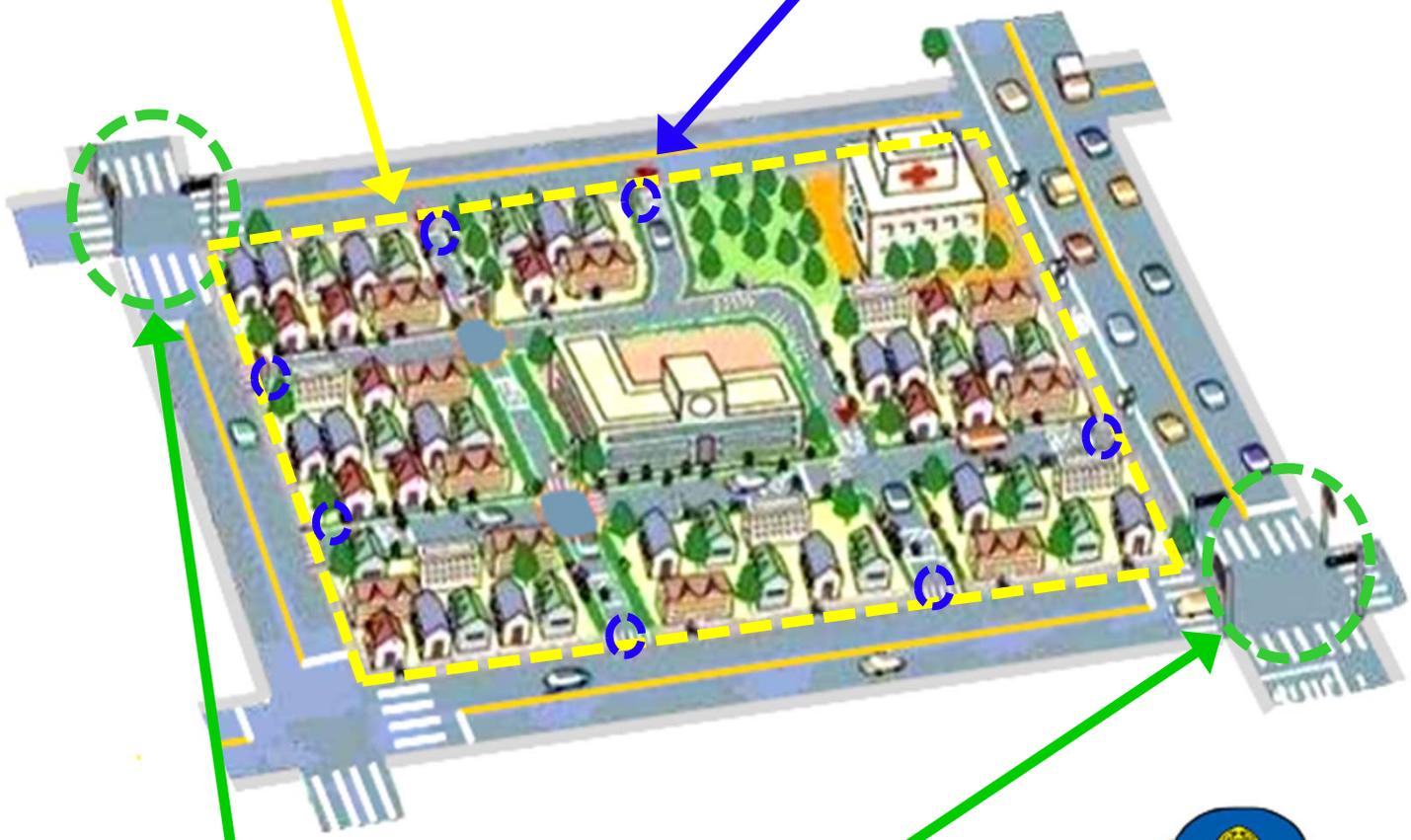
ゾーン 30

市街地等の生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、道路管理者と連携したゾーン30の整備をしています。

ゾーン30とは、区域(ゾーン)を設定して最高速度30キロメートル毎時の区域規制、通行禁止等の交通規制・路側帯の設置・拡幅、ハンプの設置等により区域内における速度抑制や通過交通の抑制・排除を図るもので、平成24年度から整備しています。

ゾーン内の対策
最高速度30キロの区域規制の実施、路側帯の設置・拡幅と中央線抹消、物理的デバイス(ハンプ等)の設置等による速度抑制や、通行禁止等の交通規制の実施による通過交通の抑制・排除

ゾーン入口の対策
標識・表示の設置により、ドライバーに対し、ゾーンの入口を明示



ゾーン周辺の対策
ゾーン周辺道路における交通流の円滑化により、ゾーン内への通過交通の流入を抑制・排除

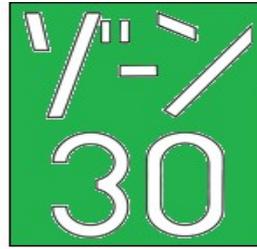


ゾーン入口の対策

区域規制標識の設置



道路表示(法定外)の設置



ゾーン周辺の対策

信号制御の見直し



右折車線の設置



ゾーン内の安全対策実施状況

最高速度規制・駐車禁止規制の実施



ハンプ等の設置



路側帯の設置・拡幅とグリーンベルトの設置



道路表示の設置



横断歩道の設置



「止まれ文字」と「強調標示」の設置

